



交通安全だより

～歩行者保護について～

平成30年11月号 発行 沖縄県警察本部交通企画課

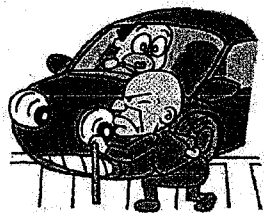


【横断歩行者等がいる場合の一時停止】道交法第38条第1項

横断歩道は、歩行者優先です。

横断しようとする歩行者等がいるときは、その歩行者等の通行を妨げないように注意しましょう。

歩行者優先！



【横断歩道等に接近する場合の義務】道交法第38条第1項前段



散歩中の
高齢者が
いるかも

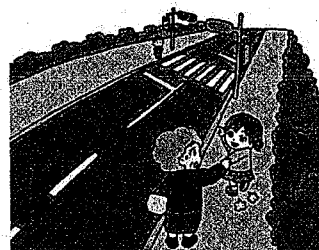
横断歩道等に接近する場合、歩行者又は自転車がいないことが明らかな場合を除き、その横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しましょう！

危険予測と安全運転！

【横断歩道での横断を心がけましょう！】

今年は、道路横断中の死亡事故が10件発生していますが、その内7件は横断歩道以外を横断中に事故に遭っています。

道路を横断する際は、安全確認はもちろんのこと、歩行者信号機や横断歩道のある場所での横断を心がけ、斜め横断はやめましょう！



安全な場所・方法での横断！

豆知識プラス1

信号機の無い横断歩道で歩行者が横断しようとしていても多くの運転者は、一時停止をしていません。

横断歩道を見かけたら、

「歩行者の有無を確認する習慣」

をつけ、横断しようとする歩行者がいる場合は、確実に一時停止し、歩行者とアイコンタクトをとり、歩行者が安心して横断できる思いやり運転を実践しましょう！

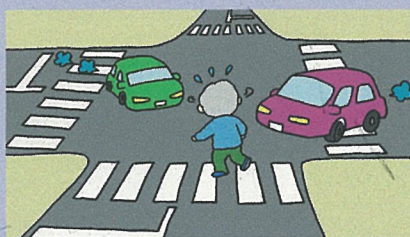


ドライバー・歩行者両方の安全確認により、事故を防ぎましょう！

年末年始の交通安全県民運動

平成30年12月21日(金)～平成31年1月4日(金)

「年末年始の交通安全県民運動」が、12月21日(金)から平成31年1月4日(金)までの間実施されます。飲酒絡みの交通事故や、交差点等での交通事故発生が懸念されるため、年末年始における交通取締りをより一層強化します。ドライバーの皆さんは、交通ルールの遵守と正しい交通マナーで交通事故防止を心掛けて下さい。



豊見城警察署だより

年末年始総合警戒の実施について

年末年始は、経済活動の活発化等により、金融機関、コンビニエンスストアや深夜スーパー等に対する強盗事件、高齢者や女性を狙ったひったくりの発生が懸念されることから、より一層の警戒強化が必要になります。警察活動に対するご理解・ご協力よろしくお願いします。



平成 30 年

1 2 月号

豊見城警察署

850-0110



注意！深酒。やめよう、路上寝込み

路上寝込みは、事故や事件を誘発する危険が潜んでいます。

今年、沖縄県内では路上寝込みの末車に轢かれ、二人の尊い命が犠牲となっており、豊見城警察署管内でも重傷事故が発生しています。また、各地で仮睡者ねらいの盗難被害が確認されるなど、路上寝込みによる被害は深刻になっています。

被害に遭わないためにも深酒にはご注意ください。



たった1回でも犯罪者です

豊見城警察署管内において、「万引き」や「自転車盗」などの盗難が多発しています。

万引きは、大型商業施設において発生し、若年者から高齢者が逮捕または検挙され問題となっています。また、自転車盗の被害者の半数以上は中高生の学生で、被害の約6割以上が無施錠となっています。犯罪者を生み出さないまちづくり、被害に遭わない環境づくりに心掛けてください。



緊急は『110番』

不要不急の相談は『#9110』